

各都道府県

財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室
内閣官房令和5年経済対策給付金等事業企画室
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ

令和6年度における重点支援地方交付金の取扱い等について

国の令和5年度予算で措置された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「重点支援地方交付金」という。）の一部について、内閣府において令和6年度に繰越しすること等を踏まえ、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（令和5年11月29日付通知。以下「制度要綱」という。）を改正するとともに、令和6年度における重点支援地方交付金の取扱いについて、下記のとおり定めましたので、お知らせします。各地方公共団体におかれましては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用されるようお願いいたします。なお、重点支援地方交付金の取扱いは、令和5年度から大きな変更点はないため、必要に応じて、過去の事務連絡も参照下さい。

各都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 令和6年度の執行手続きのスケジュールについて

重点支援地方交付金の交付にあたって、令和6年度に作成していただく重点支援地方交付金の実施計画（以下「令和6年度実施計画」という。）は、現時点で別紙1のとおり3回提出を受け付けることを予定しています。

(1) 第1回提出受付

第1回提出受付は、令和6年6月12日を予定しています。第1回提出では、原則全市町村から給付金・定額減税一体支援枠の各給付に係る計画を記載した実施計画の提出を受け付ける予定です。また、推奨事業メニューや低所得世帯支援枠、給付支援サービス活用枠については、提出は任意としますが、臨時交付金の早期の交付を希望する地方公共団体や内閣府で繰越した臨時交付金を活用して実施する事業を既に検討されている地方公共団体におかれましては、この期限までに実施計画をご提出ください。令和5年度に作成していただいた重点支援地方交付金の実施計画（以下「令和5年度実施計画」という。）の第2

回提出において、各地方公共団体が記載した本省繰越希望額に相当する額及び支給実績に基づき令和6年度に新たに通知する低所得世帯支援枠に係る交付限度額の全部又は一部を8月上旬に交付予定です。なお、低所得世帯支援枠については、令和6年度の早期の交付を希望する市町村については、4月1日に実施計画を提出いただき、4月下旬～5月上旬に交付予定です。

(2) 第2回提出受付

第2回提出受付は、令和6年11月1日を予定しています。第2回提出は、原則全ての地方公共団体の提出を受け付ける予定です。本省繰越希望額分等のほか、支給実績に基づき令和6年度に新たに通知する低所得世帯支援枠及び給付金・定額減税一体支援枠に係る交付限度額を加えた範囲で12月中に交付予定です。なお、低所得世帯支援枠については、原則全市町村から、支給実績に基づいた実施計画の提出を受け付ける予定です。

(3) 第3回提出受付

令和6年度の最終提出受付(第3回提出受付)は、令和7年1月24日を予定しています。最終提出では、原則全市町村から給付金・定額減税一体支援枠の各給付の支給実績に基づいた実施計画の提出を受け付ける予定です。支給実績に基づき令和6年度に新たに通知する給付金・定額減税一体支援枠に係る交付限度額を加えた範囲で令和7年3月中に交付予定です。

また、既に提出した令和6年度実施計画の内容について、必要に応じ、変更可能とします。

2. 重点支援地方交付金の交付対象事業等について

(1) 交付対象事業

1) 基本的考え方

重点支援地方交付金の交付対象事業の基本的な考え方は、「令和5年度補正予算の成立を踏まえた「重点支援地方交付金」の取扱い等について」(令和5年11月29日付事務連絡。以下「令和5年11月事務連絡」という。)から特段の変更はなく、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者(以下「生活者等」という。)の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業とします。(地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用も可能です。)

具体的には、以下の①から⑧までに掲げる地方単独事業等を推奨事業メニューとしてお示ししています。エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対する支援として、地域の実情に応じ、きめ細かな取組をご検討ください。

なお、ここで「事業者」とは、何らかの業を営む個人又は法人等(法人形態は問わない。)をいうものとします。民間団体のみならず公的団体も対象となります。

【推奨事業メニュー】

<生活者支援>

①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援

低所得世帯を対象とした、電力・ガス（LP ガスを含む）をはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援

②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

※ こども食堂に対する負担軽減のための支援やヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

③消費下支え等を通じた生活者支援

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組や LP ガス使用世帯への給付などの支援

④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

<事業者支援>

⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援（特別高圧で受電する施設への支援を含む）

⑥農林水産業における物価高騰対策支援

配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援

⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

特別高圧での受電（ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む）、LP ガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援

⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

地域公共交通事業者・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※各地方公共団体が、上記推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業も、その理由を明らかにした場合は交付対象とします。

※地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設に対する事業も交付対象とします。

※①・②等については、NPO法人等への支援を通じて、物価高騰の影響を受けた生活者に直接的に効果が及ぶ事業、③については、マイナンバーカードを利用して各種証明書を発行することができるコンビニ交付サービスにおける各種証明書発行手数料の減免による負担軽減及び防犯意識の高まりを踏まえた防犯性能のある建物部品（ドア、錠など）・固定電話機、防犯カメラ等の設置など防犯対策強化のための取

組に対するプレミアム商品券、マイナポイント又は補助金による支援、⑥については、漁業者や施設園芸農家など農林水産業者における燃料費の負担軽減なども含みます。

交付対象となる地方単独事業の条件は以下のとおりです。

○地方単独事業

交付対象となる地方単独事業のうち令和6年度実施計画に記載可能な事業は、以下のいずれかに該当する事業です。

- ・ 地方公共団体の令和6年度予算に計上され、実施される事業
- ・ 地方公共団体の令和6年度予算に計上された予備費により実施される事業

なお、地方公共団体の令和5年度予算に計上され実施される事業及び地方公共団体の令和5年度予算に計上された予備費により実施される事業については、原則として令和6年度実施計画に記載することができませんが、当該事業について、令和6年度に繰り越される場合、令和6年度実施計画に記載することを認めます。ただし、既に提出した令和5年度実施計画に当該事業を記載している場合は、交付金を充当する部分が重複しないようご注意ください。

また、以下の事業については、令和6年度に繰り越されない場合であっても、令和6年度実施計画に記載することを認めます。

- ・ 低所得世帯支援枠を活用する事業
- ・ 給付金・定額減税一体支援枠を活用する事業
- ・ 令和6年能登半島地震による被災により令和5年度実施計画の作成が困難であった地方公共団体の事業

2) 低所得世帯支援枠の交付対象事業

低所得世帯支援枠については、物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者の方々の生活を守るために措置されていることから、物価高騰等に直面する低所得世帯の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が低所得世帯に直接的に及ぶ事業（以下「低所得世帯支援事業」という。）を交付対象とします。具体的には、低所得世帯を交付金による補助・給付の直接の対象とする事業（当該補助・給付の事務を他の団体を介して行う場合を含む。）が該当します。なお、低所得世帯支援枠を活用した低所得世帯に対する補助・給付の額については、7万円を上限とします。

また、低所得世帯支援枠の事務費についても、低所得世帯支援事業に係る経費に限り充当できることとします。

このほか、低所得世帯支援枠の交付対象経費については、以下の算式により算出される額を上限とします（算式の符号は制度要綱別紙1（3）低所得世帯支援枠に係る交付限度額（追加分）をご参照ください。）。

なお、交付対象経費の上限を超過した分の交付額については、返還等の対象となりますのでご注意ください。

<給付費の交付対象経費の上限額>

令和5年度非課税世帯の数×70,000円

<事務費の交付対象経費の上限額>

令和5年度非課税世帯の数×2,500円

3) 給付金・定額減税一体支援枠の交付対象事業

給付金・定額減税一体支援枠については、物価高騰の現下の状況に鑑み、定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準の者等を支援するため、地方公共団体が行う地域の実情に応じた低所得者支援及び定額減税を補足する給付に要する経費に充てるため措置されていることから、当該枠の交付対象事業は、物価高騰の現下の状況に鑑み、低所得者や定額減税しきれないと見込まれる方の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が低所得者や定額減税しきれないと見込まれる方に直接及ぶ事業（低所得者や定額減税しきれないと見込まれる方を交付金による補助・給付の直接の対象とする事業（当該補助・給付の事務を他の団体を介して行う場合を含む。））（以下「給付金・定額減税一体支援事業」という。）とします。

具体的には、以下の①から④の標準事業を実施することを原則とします。

【標準事業】

① 個人住民税均等割のみの課税がなされる世帯への給付

- 令和5年度における個人住民税均等割非課税世帯（以下「住民税非課税世帯」という。）以外の世帯であって、個人住民税所得割が課せられていない者のみで構成される世帯（以下「均等割のみ課税世帯」という。）に対し、1世帯当たり10万円を支給。

② こども加算

- 令和5年度における住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への給付への加算として、当該支給対象者（世帯主）の世帯員である18歳以下の児童1人当たり5万円を支給。

③ 新たに住民税非課税等となる世帯への給付

- 新たに住民税非課税又は均等割のみ課税となる世帯（令和5年度に上記給付の対象となった世帯を除く。）に対し、1世帯当たり10万円を支給する。当該世帯にこども加算の対象となる児童がいる場合には、上記②に準じた加算を実施。

④ 調整給付

- 納税者及び配偶者を含めた扶養家族に基づき算定される定額減税可能額（※）が、令和6年に入手可能な課税情報を基に把握された当該納税者の令和6年分推計所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回る者に対し、当該上回る額の合算額を基礎として、1万円単位で切り上げて算定した額を支給。
- なお、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのち、当初給付額に不足のあることが判明した場合には、追加で当該納税者に給付。

（※）地方公共団体において算定される額

なお、給付金・定額減税一体支援枠の事務費については、「給付金・定額減税一体支援事業」に係る経費に限り充当できることとします。

また、給付費及び事務費の交付対象については、それぞれ以下の算式により算出される額を上限とします（算式の符号は制度要綱別紙1（5）給付金・定額減税一体支援枠に係る交付限度額（追加分）をご参照ください。）。

<給付費の交付対象経費の上限額>

令和5年度均等割のみ課税世帯支援数×100,000円＋令和6年度非課税化世帯支援数×100,000円＋令和6年度均等割のみ課税化世帯支援数×100,000円＋こども加算支援児童数×50,000円＋調整給付支援額

<事務費の交付対象経費の上限額>

令和5年度均等割のみ課税世帯支援数×2,500円＋令和6年度非課税化世帯支援数×2,500円＋令和6年度均等割のみ課税化世帯支援数×2,500円＋こども加算支援世帯数×2,500円＋調整給付支援納税義務者数×3,000円

(2) 重点支援地方交付金に係る対象外経費

地方単独事業に係る対象外経費については、令和5年11月事務連絡から特段の変更はなく、以下のとおりです。

【対象外経費】

- ① 職員の人件費
地方公共団体の職員の人件費（物価高騰対応のための体制拡充等に必要となるもの（任期の定めのない常勤職員の給料分を除く。）を除く。）
- ② 用地費
用地の取得費
- ③ 貸付金・保証金
貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの。利子補給金又は信用保証料補助は該当しない。）
- ④ 物価高騰対応と関連しない施設の整備自体を主目的とするもの
物価高騰への対応と関連しないインフラ整備等のハード事業に係る費用
- ⑤ 基金
基金の積立金（以下の要件を満たす基金に積み立てる場合を除く。）

【対象となる基金の要件】

- ① 基金を取り崩した場合に、対象事業に充当されることが条例により担保されているものであること
- ② 対象事業は、以下に該当するものであること
 - イ 利子補給事業又は信用保証料補助事業
 - ロ イのほか、事業の内容（交付対象者、充当する経費等）が明確になっており、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第4

条第2項に規定する基金事業等であって、不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業又は当該事業の進捗が他の事業の進捗に依存するもののいずれかに該当すると認められるもの

- ③ 令和6年度末までに事業着手（利子補給契約の締結等）すること
- ④ 原則として、②イに該当する事業の財源とする基金については令和11年度末^{*}まで、②ロに該当する事業の財源とする基金については令和8年度末^{*}までに廃止するものであること
 - ※ 令和6年度に事業着手する基金の場合に限る。
- ⑤ 果実を含めて交付金が原資になっている部分について厳格な区分経理を行うこと（「財政調整基金」、「減債基金」への積立は認められない。）

なお、上記対象となる基金の要件のうち②ロを検討される場合、当該要件に該当するかについては、事業内容等の詳細を明らかにした上で、事前に内閣府まで相談されるようお願いいたします。

3. 交付限度額について

(1) 推奨事業メニューに係る交付限度額

令和5年度補正予算で措置された1兆5,592億円のうち推奨事業メニュー分として配分することとした5,000億円について、令和5年11月29日に地方公共団体ごとの交付金限度額を通知しております。令和6年度は、各地方公共団体が令和5年度の第2回提出の実施計画に記載した推奨事業メニューに係る本省繰越希望額の範囲で交付予定です。

(2) 低所得世帯支援枠に係る交付限度額

1) 交付限度額（概算分）

制度要綱別紙1(2)に基づく交付限度額（概算分）の算定について、令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）（以下「緊急支援給付金」という。）による支給世帯数に0.8を乗じた値をもとに交付限度額（概算分）を令和5年11月29日に通知しております。

また、算定された交付限度額（概算分）について、令和5年度内の事業の執行に支障があり、交付限度額の追加を希望した市町村に対しては、緊急支援給付金の支給世帯数に0.2を乗じた値をもとに追加の交付限度額（概算分）を令和6年1月31日に通知しております。

2) 交付限度額（追加分）

制度要綱別紙1(3)に基づく交付限度額（追加分）の算定について、各市町村が重点支援地方交付金（低所得世帯支援枠）を活用するとして実施した事業における支出を決定した世帯数（以下「支援世帯数」という。）のうち、令和5年12月1日（以下「基準日」という。）において市町村住民基本台帳に登録されている者を世帯主とする世帯の全員が令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯（住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯を除く。）の数（以下「追加非課税世帯数」という。）から緊急支援給付金における支給世帯数に0.8（令和6年1月31日に追加の交付限度額（概算分）の通知を受けた市町村にあっては1.0）を乗じた値を引いた値をもとに交付限度額（追加分）を

通知することとなります。交付限度額（追加分）の算定に当たっては、各市町村が実施した事業における支援世帯数及び追加非課税世帯数等を令和6年7月頃に調査させて頂く予定としております。調査のスケジュール等の詳細は別途お知らせします。

なお、令和5年度の支給実績に基づき令和6年度早期に先行して交付決定を希望した市町村については、令和5年度支給実績（令和6年3月31日の支出決定（支出命令）分まで）のうち、交付限度額（追加分）の算定対象となる追加非課税世帯数から緊急支援給付金における支給世帯数に0.8（令和6年1月31日に追加の交付限度額（概算分）の通知を受けた市町村にあつては1.0）を乗じた値を引いた値をもとに、交付限度額（追加分）を令和6年4月上旬に通知する予定です。

また、低所得世帯支援枠に係る支給実績については、定期的に把握させていただく予定としており、令和6年6月の第1回提出において、その時点までの支給実績に基づき実施計画を提出し、8月上旬の交付を希望する市町村については、支給実績から既に通知済みの交付限度額を引いた交付限度額を通知する予定です。詳細については別途お知らせします。

（3）給付金・定額減税一体支援枠に係る交付限度額

1）交付限度額（概算分）

給付金・定額減税一体支援枠に係る交付限度額（概算分）については、制度要綱別紙1（4）に定める算定方式により算出される交付限度額（概算分）を令和5年12月22日に通知しております。

2）交付限度額（追加分）

給付金・定額減税一体支援枠に係る交付限度額（追加分）については、制度要綱別紙1（5）に定める算定方式により算出された値をもとに交付限度額（追加分）を通知することとなります。交付限度額（追加分）の算定に当たっては、各市町村が実施した事業における支援世帯数等を以下の時期に調査させていただく予定としております。調査のスケジュール等の詳細は別途お知らせします。

<支援世帯数等の調査時期>

- ① 個人住民税均等割のみの課税がなされる世帯への給付：令和6年10月頃
- ② こども加算（令和5年度における住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への給付への加算）：令和6年10月頃
- ③ 新たに住民税非課税等となる世帯への給付（こども加算含む）：令和6年12月頃
- ④ 調整給付：令和6年12月～令和7年1月頃

（4）給付支援サービス活用枠に係る交付限度額

給付支援サービスの活用を希望する市町村のうちデジタル庁が選考した市町村に対しては、制度要綱別紙1（6）に基づく交付限度額を令和6年1月17日、2月8日及び3月28日に通知しております。

令和6年度は、令和5年度に交付していない市町村に対して、通知済みの交付限度額の範囲で交付予定です。

4. 低所得世帯支援枠に係る留意点について

低所得世帯支援枠に係る留意点については、令和5年11月事務連絡から特段の変更はなく、以下の通りです。なお、(3)申請期限や対象世帯への支出決定の期限については、別途通知する予定としていましたが、今般、正式に定めております。

(1) 対象世帯の基準日の取扱いについて

給付等の対象世帯は、令和5年12月1日に住民登録のある世帯とすることを目安としますが、地域の実情に応じ、迅速な支給のために必要であれば、地方公共団体の判断で令和5年12月1日以前の時点で住民登録のある世帯を対象として先行給付することも可能とします。このため、例えば、令和5年3月予備費により措置された低所得世帯支援枠を活用した低所得世帯への3万円を目安とした給付の実施に際して各市町村が設定した日時点で住民登録のある世帯を対象として先行給付することも可能です。

なお、先行給付を行う市町村から転出する者等への重複給付を防止するため、各市町村においては、給付の対象となる転入者等に対しては、確認書等で重複給付の有無を確認することとします。

また、先行給付する市町村においては、先行給付実施後の転入等により新たに住民登録が行われた世帯に対する給付漏れが発生しないよう、改めて令和5年12月1日時点で対象世帯を把握し、転入者等に給付することとします。この際、令和5年12月1日までに転出した世帯等の分については、低所得世帯支援枠の交付限度額（追加分）の対象にはならないため、交付限度額（概算分）を超える分については推奨事業メニューにより対応いただくこととなりますのでご注意ください。

(2) 扶養親族等のみの世帯の取扱いについて

低所得世帯支援枠の交付限度額（追加分）については、算定対象となる世帯から住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯（以下「扶養親族等のみの世帯」という。）を除くこととしております。

なお、扶養親族等のみの世帯に該当するかどうかについては、確認書等により確認して頂く方法も考えられます。

また、地域の実情に応じ、地方公共団体の判断で、扶養親族等のみの世帯についても給付を実施することも可能ですが、扶養親族等のみの世帯等の分については、低所得世帯支援枠の交付限度額（追加分）の対象にはならないため、交付限度額（概算分）を超える分については推奨事業メニューにより対応いただくこととなりますのでご注意ください。

(3) 申請期限や対象世帯への支出決定の期限について

給付対象者による確認書や申請書等の提出期限（申請期限）や、市町村による対象世帯への支出決定の期限、支援世帯数の調査時期については、以下のとおりとします。

- ・ 申請期限 : 遅くとも令和6年5月31日まで
- ・ 支出決定の期限 : 遅くとも令和6年6月30日まで
- ・ 支援世帯数の調査時期 : 令和6年7月頃

※上記の申請期限については、支出決定期限までに支出決定可能であれば、地方公共団体の判断で後ろ倒しすることも可能。

5. 低所得者支援及び定額減税を補足する給付に係る留意点について

低所得者支援及び定額減税を補足する給付に係る留意点については、以下の通りです。

(1) ③及び④並びに(5)について、「令和5年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費の使用の閣議決定を踏まえた「重点支援地方交付金」の取扱い等について」(令和5年12月22日付事務連絡。以下「令和5年12月事務連絡」という。)において、別途通知する予定としていましたが、今般、正式に定めております。また、(3)、(4)及び(7)については新たに追加しておりますのでご留意ください。

(1) 対象世帯の基準日等の取扱いについて

低所得者支援及び定額減税を補足する給付の対象世帯等については、それぞれ、以下に定める基準日に住民登録のある世帯等とすることを目安とします。

① 個人住民税均等割のみの課税がなされる世帯への給付

令和5年12月1日に住民登録のある世帯とすることを目安とします。

② こども加算

当該給付の対象世帯は、住民税均等割非課税世帯への給付、住民税均等割のみ課税世帯への給付、新たに住民税非課税等となる世帯への給付(以下「こども加算の基礎となる給付措置」という。)のそれぞれについて定める基準日と同一とすることを目安とします。

③ 新たに住民税非課税等となる世帯への給付

令和6年6月3日に住民登録のある世帯とすることを目安とします。

④ 調整給付

調整給付については、令和6年度個人住民税課税団体が給付主体となることから、実施主体の決定日は個人住民税の賦課期日である令和6年1月1日と設定するとともに、調整給付額算定の基礎となる令和6年推計所得税額(令和5年所得税額)や令和6年度個人住民税額を課税台帳等から抽出(把握)し、調整給付額算定等の事務処理を進める目安となる日となる事務処理基準日は、令和6年6月3日を目安として設定することとします。なお、事務処理基準日については、各地方公共団体において、当初賦課決定の完了日や税額修正のシステム反映へのタイミング、新たに住民税非課税等となる世帯への給付の実務における税情報の抽出日と合わせる等、地域の実情に応じて前後させることも差し支えありませんが、早期給付の観点に十分配慮の上、運用していただきますようお願いいたします。

なお、調整給付については、令和6年7月末頃までに、課税情報等から抽出した対象支援者数や給付見込み額等の報告を求める予定です。

※ ①～③については、地域の実情に応じ、地方公共団体の判断で、目安となる基準日以前の時点で住民登録のある世帯を対象として先行給付することも可能ですが、目安となる基準日までに出した世帯等の分については、交付対象経費の上限や交付限度額(追加分)の算定の対象とならないため、基本的に推奨事業メニューにより対応いただくこととなりますのでご留意ください。

先行給付する市町村においては、先行給付実施後の転入等により新たに住民登録が行われた世帯に対する給付漏れが発生しないよう、改めて目安となる基準日時点で対

象世帯を把握し、転入者等に給付することとします。

また、先行給付を行う市町村から転出する者等への重複給付を防止するため、各市町村においては、給付の対象となる転入者等に対しては、確認書等で重複給付の有無を確認することとします。

(2) 扶養親族等のみの世帯の取扱いについて

給付金・定額減税一体支援枠に係る交付限度額（追加分）の算定に当たっては、「個人住民税均等割のみの課税がなされる世帯への給付」や、「新たに住民税非課税等となる世帯への給付」については、算定対象となる世帯から住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯（以下「扶養親族等のみの世帯」という。）を除くこととしております。

なお、扶養親族等のみの世帯に該当するかどうかについては、確認書等により確認していただく方法も考えられます。

また、地域の実情に応じ、地方公共団体の判断で、扶養親族等のみの世帯についても給付を実施することも可能ですが、扶養親族等のみの世帯等の分については、交付対象経費の上限や交付限度額（追加分）の算定の対象とならないため、基本的に推奨事業メニューにより対応いただくこととなりますのでご注意ください。

(3) 新たに住民税非課税等となる世帯の取扱いについて

給付金・定額減税一体支援枠に係る交付限度額（追加分）の算定に当たっては、「新たに住民税非課税等となる世帯への給付」については、算定対象となる世帯から令和5年度非課税世帯又は令和5年度均等割のみ課税世帯向けの給付の対象世帯（以下「令和5年度給付対象世帯」という。）を除くこととしております。

具体的には、令和5年度非課税世帯として住民税均等割非課税世帯への給付（7万円）や、令和5年度均等割のみ課税世帯として住民税均等割のみの課税がなされる世帯への給付（10万円）の対象となった世帯（給付を受けた世帯のほか、対象世帯として確認書等の送付があったが未申請であった世帯や給付を辞退した世帯）については、算定対象外となります。ただし、確認書等が対象世帯に未到達であった場合など、やむを得ない事情がある場合には、地方公共団体の判断で算定対象に含めて差し支えありません。

令和5年度給付対象世帯に該当するかどうかについては、

- ・令和5年12月2日以降の転出入のなかった世帯については、住民税均等割非課税世帯への給付（7万円）や住民税均等割のみの課税がなされる世帯への給付（10万円）の給付対象者のリスト（未申請・辞退を含む）をもとにして対象から除く、
- ・令和5年12月2日以降に転入してきた世帯については、令和5年度に所得割課税があった転入世帯について、令和5年度と令和6年度の世帯員の課税情報を確認し給付する
- ・上記のほか、申請があった場合に、令和5年度給付対象世帯に該当するかを個別に確認する

ことなどが考えられます。

(4) 令和6年6月3日以降に給付する令和5年度均等割のみ課税世帯向けの給付について

給付金・定額減税一体支援枠に係る交付限度額（追加分）の算定に当たっては、「新たに住民税非課税等となる世帯への給付」については、算定対象となる世帯から令和5年度均等割のみ課税世帯向けの給付の対象世帯を除くこととしております。

令和5年度均等割のみ課税世帯向けの給付について、新たに住民税非課税等となる世帯への給付の基準日である令和6年6月3日以降に給付する場合、重複給付となる可能性があるため、令和5年度均等割のみ課税世帯向けの給付を令和6年6月3日以降に給付する市町村は、新たに住民税非課税等となる世帯への給付の支給を受けていないことを確認し、支給を受けている場合は対象から除くようお願いします。

この際、令和5年12月2日以降に転出した世帯については、確認書等により、転出先の市町村から、新たに住民税非課税等となる世帯への給付を受けていないことを確認することが考えられます。

(5) 申請期限や対象世帯への支出決定の期限について

給付対象者による確認書や申請書等の提出期限（申請期限）や、市町村による対象世帯等への支出決定の期限、支援世帯数の調査時期等については、以下のとおりとします。

① 個人住民税均等割のみの課税がなされる世帯への給付

- ・申請期限 : 遅くとも令和6年8月31日まで
- ・支出決定の期限 : 遅くとも令和6年9月30日まで
- ・支援世帯数の調査時期 : 令和6年10月頃

② こども加算（令和5年度における住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への給付への加算）

- ・申請期限 : 遅くとも令和6年8月31日まで
- ・支出決定の期限 : 遅くとも令和6年9月30日まで
- ・支援世帯数の調査時期 : 令和6年10月頃

③ 新たに住民税非課税等となる世帯への給付（こども加算含む）

- ・申請期限 : 遅くとも令和6年10月31日まで
- ・支出決定の期限 : 遅くとも令和6年11月30日まで
- ・支援世帯数の調査時期 : 令和6年12月頃

④ 調整給付

- ・申請期限 : 遅くとも令和6年10月31日まで
- ・支出決定の期限 : 遅くとも令和6年11月30日まで
- ・支援者数の調査時期 : 令和6年12月～令和7年1月頃

※上記①～④の申請期限については、支出決定期限までに支出決定可能であれば、地方公共団体の判断で後ろ倒しすることも可能。

※調整給付の支出決定期限については、上記の期限までとすることが困難な場合、地方公共団体の判断で令和6年12月20日まで後ろ倒しすることも可能。

(6) こども加算についての対象者の留意事項

こども加算については、18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童を対象児童と

し、こども加算の基礎となる給付措置の加算として、当該給付措置の対象世帯（受給者は世帯主）へ支給することとしています。当該世帯主以外にも当該児童を扶養している者がいる場合においても、こども加算についての対象者は当該世帯主となりますのでご注意ください。

(7) 修正申告等により税額の変更があり、対象者から新たな給付の申し立てがあった場合の取扱いについて（調整給付、新たに住民税非課税等となる世帯への給付の関係）

修正申告等により、申請期限までに本人からの給付の申し立てがあった場合については、同時に要件を満たすことのない複数の給付を受けている状態になっていないことを確認した上で、新たに要件を満たすこととなった給付を行い、交付金の交付限度額の算定対象とすることは可能です。

本人からの申し立てに基づいて行う支給については、要件を満たさなくなる既給付を受給している場合は交付限度額の算定対象とならないことにご留意のうえ、要件を満たさなくなる既給付の返還を求める等の必要な対応をお願いします。

調整給付から新たに住民税非課税等となる世帯への給付（新たに住民税非課税等となる世帯への給付から調整給付）への変更の申し立ての際の確認方法としては、税額修正後の新たな給付の要件の該当を確認するとともに、同時に要件を満たさない他の給付を既に受給していないか本人に確認書を提出してもらうほか、転出入のなかった世帯については、調整給付（新たに住民税非課税等となる世帯への給付）の給付対象者リストを基にして確認するなどの方法により、要件を満たさなくなった他の給付の受給有無を確認することなどが考えられます。なお、調整給付については令和6年度個人住民税所得割が非課税となった場合であっても令和6年推計所得税額（令和5年所得税額）がある場合は同時に要件を満たすこととなります。

6. 令和6年能登半島地震の被災世帯向け給付について

(1) 取扱いについて

令和6年能登半島地震の被災世帯向け給付の取扱いについては、「令和6年能登半島地震の被災世帯向け給付に係る重点支援地方交付金の取扱いについて」（令和6年2月16日付事務連絡。以下「令和6年2月事務連絡」という。）から特段の変更はありません。詳細については、令和6年2月事務連絡を参照ください。なお、交付限度額については、今般、制度要綱を改正し、制度要綱別紙1（7）及び（8）に被災世帯分の交付限度額（追加分）を規定しています。

(2) 申請期限や対象世帯への支出決定の期限について

給付対象者による確認書や申請書等の提出期限や、市町村による対象世帯等への支出決定の期限、支援世帯数の調査時期等については、以下のとおりとします。

- ・ 申請期限 : 遅くとも令和6年10月31日まで
- ・ 支出決定の期限 : 遅くとも令和6年11月30日まで
- ・ 支援世帯数の調査時期 : 令和6年12月頃

※上記の申請期限については、支出決定期限までに支出決定可能であれば、地方公共団体の判断で後ろ倒しすることも可能。

(3) 実施計画の提出について

被災世帯向け給付については、令和6年12月頃に支援世帯数を調査し、令和7年1月に支給実績を反映した交付限度額を通知する予定です。このため、実施計画は、令和6年度の最終提出受付（第3回提出受付）において提出いただくことを想定していますが、早期の交付を希望する市町村については、支給実績に基づく交付限度額を前倒しして通知する予定です。詳細については別途お知らせします。

7. 重点支援地方交付金の活用にあたっての留意点について

臨時交付金の活用にあたっての留意点については、これまでも、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事務連絡等において周知しており、引き続き、重点支援地方交付金においても効率的・効果的な事業に活用するとともに、地方公共団体において実施する個々の事業の必要性、経済対策との関係、内容の妥当性、運用方法及び執行状況など説明責任をしっかりと果たして頂くようお願いします。

なお、事業の実施にあたっては、説明責任を果たし、適切に執行頂く観点から、当該事業が、国の重点支援地方交付金を活用した事業であることが客観的に把握できるよう、その旨を事業HPやチラシ等で周知するなど実施状況の公表を行って頂くようお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における会計検査院からの指摘については、指摘の趣旨に鑑み、引き続き重点支援地方交付金においても、内閣府が発出した留意事項を踏まえた適切な執行をお願いします。

特に、次の①又は②に該当する事業については、引き続き、以下のとおり取り扱うので、ご留意ください。

① 特定の事業者等に対する支援措置

特定の個人又は事業者等（一定の客観的基準に該当する事業者全てを対象に助成するものではなく、特定の一部の者に限り助成するもの）に対する支援事業（運営費支援や使途が特定されていない給付金等に該当するもの）については、各地方公共団体において、物価高騰への対応としての必要性や費用対効果を十分に吟味した上で、実施することが望ましく、これに該当する一定規模以上の事業については、説明責任を果たす観点から、内閣府において事業概要等を公表することがあります。

特定の個人又は事業者等に対する支援事業のうち、一の個人又は事業者等当たり1,000万円以上を支援するもの（住民の日常生活を維持するために緊急でやむを得ず行うもの及び支援対象を不特定多数の者から公募手続等を経て選定するものを除く。）については、各地方公共団体において、別紙3の様式により事業内容をホームページ等で公表するとともに、当該公表に係るURL及び公表内容等を「事業の概要」列及び「参考資料」列等に記載した上で、実施計画を提出するものとします。

② 個人を対象とした給付金等

個人を対象とした給付金等（給付金、交付金等、名称の如何を問わず、「金銭」を支給するもの。「地域振興券」等の交付や「公共料金」等の減免は該当しない。）については、経済対策の効果的・効率的な実施の観点から、給付対象を合理的な範囲とする場合又は

緊急性がありやむを得ない場合に実施計画への記載を認めることとし、その旨実施計画の「事業の概要」列及び「参考資料」列等に明示してください。

8. 令和6年度実施計画の作成と提出について

(1) 実施計画の作成方法・記載事項全般について

令和6年度実施計画は、令和5年度における実施計画の変更ではなく、令和6年度実施計画の様式を活用し、新たに作成してください。令和6年度実施計画の作成に当たっては、記入要領を参考にしながら必要事項を記入してください。令和6年度実施計画の様式及び記入要領については、後日改めて送付します。なお、実施計画の記載内容のうち一定の項目については、今後内閣府において公表しますので、あらかじめご承知おきください。

(2) 実施計画の提出期限

令和6年度実施計画の提出期限は、以下のとおりです。提出期限後に内閣府において実施計画の確認（掲げられた事業が物価高騰対応である旨の記載があること、必要事項の記載漏れの有無、対象外経費に充てていないこと等）を行い、各地方公共団体宛てに確認結果の通知を行います。

第1回提出期限：令和6年6月12日（水）12:00【厳守】

※任意（給付金・定額減税一体支援枠については、原則全市町村）

第2回提出期限：令和6年11月1日（金）12:00【厳守】

※原則全団体（低所得世帯支援枠については、原則全市町村）

第3回提出期限：令和7年1月24日（金）12:00【厳守】

※任意（給付金・定額減税一体支援枠については、原則全市町村）

(3) 各給付金の実施計画の内容

1) 第1回提出)

給付金・定額減税一体支援枠については、全ての給付事業について計画ベースで作成し、全市町村から実施計画の提出をお願いします（限度額の追加分の算定はしない予定です）。また、第2回提出以降は、交付限度額（追加分）の算定及び通知を提出内容に合わせて行うために、実績に基づいて作成いただくこととしており、見込み数を含めることはできません。このため、交付限度額（概算分）の範囲で交付を行うのは、第1回提出までとなるため、交付限度額（概算分）の全額について支給開始前に概算払請求を行う予定がある市町村など、早期の交付を希望する市町村においては、第1回提出で交付限度額（概算分）の全額を配分できるよう計画を作成する必要があります。

低所得世帯支援枠の実施計画を提出する市町村においては、給付の実績に基づいて作成し、見込み数を含めないようにしてください。第1回の提出内容に合わせて、提出のあった全自治体について、低所得世帯支援枠の交付限度額（追加分）の算定及び通知を行う予定です。

2) 第2回提出

第2回提出で実施計画を提出する場合、給付金・定額減税一体支援枠の交付を受ける予定があるか否かに関わらず、給付金・定額減税一体支援枠については、全ての給付事業について、第1回の提出の計画内容を修正し、実績に基づき再作成して提出してください（見込み数を含めないようにしてください）。提出内容に合わせて、提出のあった全市町村について、実績が交付限度額（概算分）を超える場合、給付金・定額減税一体支援枠の交付限度額（追加分）の算定及び通知を行う予定です。

低所得世帯支援枠について、全市町村から実施計画の提出をお願いします。給付の実績に基づいて作成し、見込み数を含めないようにしてください。低所得世帯支援枠の交付限度額（追加分）の算定及び通知を行う予定です。

3) 第3回提出

給付金・定額減税一体支援枠については、全市町村の全ての給付事業について実施計画の提出をお願いします。第1回または第2回の提出の計画内容を修正し、実績に基づき再作成して提出してください（見込み数を含めないようにしてください）。第3回の提出内容に合わせて、提出のあった全自治体について、給付金・定額減税一体支援枠の交付限度額（追加分）の算定及び通知を行う予定です。

(4) 実施計画の提出方法・提出先

実施計画の提出は、従来と同様に、各都道府県を通じ、内閣府地方創生推進室まで、メールにて提出していただく予定です。具体的な提出方法については後日改めて連絡します。

(5) 提出資料

提出資料は、従来と同様に、令和6年度実施計画、チェックリスト、基金調べ（該当ある場合）です。各様式は、後日改めて送付します。

(6) 令和6年度実施計画の変更について

提出した令和6年度実施計画に掲げる交付対象事業の追加・変更は、内閣府が実施計画の提出を受け付けている時期にのみ可能です。臨時交付金の趣旨も踏まえ、早期の執行に努めるとともに円滑な事業の遂行の観点から実施予定又は実施している事業は、実施計画に掲載し、交付決定を受けるようお願いします。

9. 実施状況の公表及び効果の検証について

臨時交付金を活用して実施した事業の実施状況及びその効果については、これまでも、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金の制度創設時から「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について」（令和2年5月1日付け事務連絡）等により、各地方公共団体において、事業終了後に、事業の実施状況や効果を公表するようお願いしており、「令和5年度予算の編成等に関する建議」（財政制度等審議会令和4年11月29日）においても、「地域住民が事業の実施状況や効果を把握できるよう、また、地方公共団体間で政策を相互に比較し改善につなげることが可能となるよう、制度を所管する内閣府及び地方公

共同体は公表を速やかに進めるべきである。」とされています。重点支援地方交付金においても、引き続き、各地方公共団体における公表状況に係る各方面からの要請を踏まえ、実施状況及びその効果の公表について、制度要綱第5の3に規定しています。また、今般、制度要綱を改正し、実施状況及びその効果について、事業完了の翌年度末までに公表するとともに、事業完了年度の翌々年度の4月には公表の完了について内閣総理大臣あてに事業報告いただくこととしておりますのでご留意ください。

事業の実施状況及びその効果の検証の公表に当たっては、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金における「臨時交付金を活用した事業の実施状況及びその効果に関する公表状況調べの結果について（周知）」（令和5年8月7日付事務連絡等）で周知した調査結果及び公表例も参考とし、各地方公共団体において、事業目的・事業内容に応じて、アンケート調査その他の適切な方法により効果を測定するとともに、ホームページへの掲載によりその内容を一般に閲覧できるようにするなど、広く透明性を持った手法で行い、事業完了の翌年度末までに公表して下さい。

また、事業完了の翌々年度の4月には、実施状況及びその効果の公表の完了を内閣総理大臣あてにご報告いただくこととしております。報告の様式については別途ご連絡します。

なお、地方公共団体における実施状況の公表に加えて、実施計画に記載される全事業の事業概要や事業費等の記載内容（「成果目標」及び「地域住民への周知方法」を含む。）について、内閣府においても、ホームページ等で速やかに公表することとしているので、あらかじめご留意ください。

さらに、令和5年度中に完了した事業等を対象として、アンケート調査等へのご協力をお願いすることがありますので、あらかじめお知らせします。

<関係資料一覧>

- 別紙1 令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の執行スケジュール
- 別紙2 重点支援地方交付金を活用した給付金のスケジュール（参考）
- 別紙3 特定事業者等支援に関する公表様式
- 別添1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（改正後）
- 別添2 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（新旧対照）
- 別添3 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（推奨事業メニュー・低所得世帯支援枠）Q&A（第3版）
- 別添4 令和5年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（給付金・定額減税一体支援枠）～低所得者支援及び定額減税補足給付金～ 自治体職員向けQ&A令和6年4月1日版（第4版）
- 別添5 低所得者支援及び定額減税補足給付金（うち調整給付）概要資料

【問合せ先】

(推奨事業メニュー・低所得世帯支援枠、予算執行に関する内容について)
内閣府地方創生推進室

e-mail : e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp

(低所得者支援及び定額減税を補足する給付について)

内閣官房令和5年経済対策給付金等事業企画室

e-mail : kyuhukin.all.b7s@cas.go.jp (制度の内容について)

e-mail : kyuhukin.kodomo.n8a@cas.go.jp (こども加算について)

※定額減税については所掌外になりますので、誠に申し訳ございませんがご回答いたしかねます。

(デジタルの積極活用に関する内容について)

デジタル庁デジタル社会共通機能グループ

給付支援サービス担当

e-mail : benefitsaas@digital.go.jp

以上

重点支援地方交付金 (R5補正)

本省繰越希望額 1,447億円
① 推奨事業メニュー

② 低所得世帯支援枠^[1]
(非課税・7万円給付)

低所得者支援及び定額減税補足給付金 (R5予備費)

③ 給付金・定額減税一体支援枠
(均等割のみ課税・こども加算・
新たな非課税等・調整給付^[2])

④ 給付支援サービス活用枠

(参考) 各自治体が設定する申請期限の目安 ※各市区町村により前後

7万円給付 遅くとも令和6年5月31日まで

上記②について、市区町村は
”支給実績”を提出 (第1回)

上記③の全ての給付金について
の”計画”を全市区町村は
原則提出 (第1回)

受付: 2/26~3/15
採択: ~3/22^[3]

R6
4月
6月
11月
12月
R7
1月
2月
3月

実施計画 (1回目) 受付 (6/12[✕])

実施計画 (1回目) の確認・交付決定 (8月上旬)^[4]

実施計画 (2回目) 受付 (11/1[✕]) ※原則、全自治体

実施計画 (2回目) の確認・交付決定 (12月中)^[4]

実施計画 (3回目) 受付 (1/24[✕])

実施計画 (3回目) の確認・交付決定 (3月中)^[4]

給付金 (②と③) について、
全市区町村は”支給実績”を提出
(第2回以降)

(参考) 各自治体が設定する申請期限の目安

均等割のみ課税	遅くとも令和6年8月31日まで
新たな非課税等(R6)	遅くとも令和6年10月31日まで
調整給付(R6)	遅くとも令和6年10月31日まで

※こども加算に係る申請期限は各給付金と同様^[5]
※各市区町村により前後

交付金を活用して実施した事業の実施状況及びその効果について公表・報告

[1] 令和5年度実績が交付限度額を超える自治体に対しては、4月中に不足分を別途交付予定

[2] 調整給付のための算定ツールは5月に利用開始予定

[3] 3/22以降の利用希望自治体は、デジタル庁と個別に調整

[4] 実施計画の受付から確認に一月程度、確認から交付まで一月程度必要

[5] 7万円給付に係るこども加算の申請期限は均等割のみ課税と同様